

健康増進法第25条の定めにより

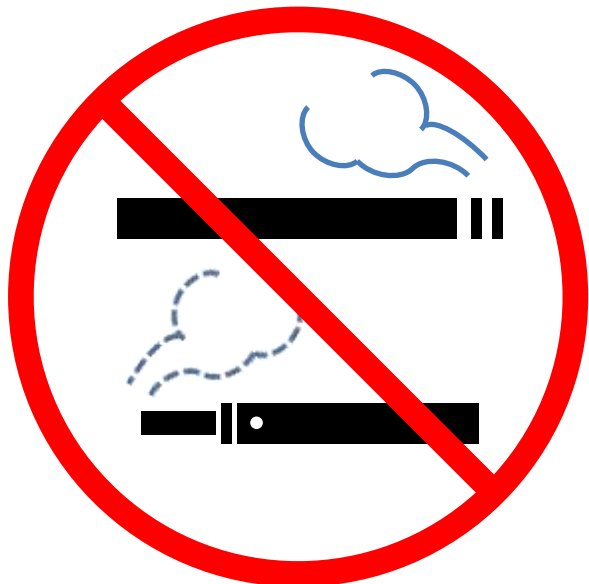
令和元年7月1日より

敷地内全面禁煙

になります。

※敷地内とは、駐車場を含みます。

※加熱式たばこを含みます。



西ふれあいセンターでは、健康増進法の定めにより、ご利用者様ご自身の健康と、周囲の方への受動喫煙防止のため、

敷地内全面禁煙になります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。